

地籍調査の閲覧をおこないます

平成24年度に現地調査を行った地区について、調査成果の閲覧を実施します。関係される方は、必ず期間内に閲覧にお越しください。

■閲覧地区／尾上、小原の一部、中の一部、修理川の一部、宇井苔の一部、谷の一部

■閲覧期間／1月28日(火)～2月16日(日) 9時～17時[土・日、祝日も実施します]

■閲覧場所／金屋庁舎 2階 大会議室
■問い合わせ／金屋庁舎地籍調査課

農地銀行制度

「農地を貸したい！」

○荒れてしまう前に誰か耕作してくれないか…

○高齢なので維持管理も難しく借り手を探したい…

「農地を借りたい！」

○経営規模を拡張したい!!

こんなとき、農地銀行制度をご利用ください。公的機関である有田川町農業委員会が農地の貸し借りを、責任を持ってお世話するので安心です。

農地銀行では、経営規模を縮小しようとする方と経営規模を拡張したい方の貸し借りを仲介しています。

農地の貸借は、「利用権設定」という制度で行い、成立しますと農業委員会の方から貸し手と借り手に内容を記載した書類を送らせていただきます。

「利用権設定」では、利用期間(貸借期間)が終了すれば離作料を支払うことなく必ず農地が戻ってきます。

農業委員会事務局へお気軽にご相談ください。

■問い合わせ／有田川町農業委員会(金屋庁舎産業課内)

ゆずっこ計画

町内に健康づくりの輪を広げるための教室です。健康に関することを聞いたり、体験することを通して、楽しく身近な健康づくりについて、一緒に考えてみませんか? この教室は、登録制となっており、健康に関心がある方がたくさん参加しています。健康づくりに関心がある皆さん!ご家族・ご近所誘い合わせて気軽にご参加下さい。

■日時／1月27日(月)13時30分～15時30分

■内容／「出張!県政おはなし講座」講師は、有田振興局の職員が来てくれます。

・東南海地震等の巨大災害の想定や県の防災・減災対策の取組について

て説明。

・災害までの事前準備や実際の対処方法等。

■場所／金屋文化保健センター(小ホール)

・参加には申し込みが必要です。

■問い合わせ／金屋庁舎健康推進課

公的年金等を受給される方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下(*1)であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。

・この場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要がある。

・公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。*1 複数から受給されている場合は、その合計額です。

■問い合わせ／吉備庁舎税務課
湯浅税務署 63・5351